

第 3 回 定 時 株 主 総 会 資 料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付
請求による交付書面に記載しない事項

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類
監 査 報 告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

ミガロホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の
皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお
送りいたします。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）においては、米国政府の関税政策影響により全体として輸出に下押し圧力がかかるなど、景況感にネガティブな状況が継続した一方で、エネルギー価格の低下によるインフレ鈍化や円安進行による海外事業の円建て収益増加などにより、個人消費の持ち直しや企業の景況感の良好な状況の継続などが見られる状況となりました。加えて、人手不足に起因する省人化やDX化のためのソフトウェア投資も高い水準で推移するなど、様々な動きが見られる状況となりました。しかしながら、足許では、中東情勢の混乱による先行き不透明感が増しており、この先も楽観視できない状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、DXを基軸とした事業活動の強化に加え、AIによる事業再構築とサービス展開に注力してまいりました。DX推進事業においては、収益性を高めるためのAIの活用と事業を支える優秀な人材の採用、積極的なM&Aなどにより事業の質的量的拡大を図りました。DX不動産事業においては、強い賃料上昇を背景とした堅調な収益不動産のニーズへの的確な対応と業務フローの見直しなどにより、生産性の向上を図りながら収益の拡大をしてまいりました。特に当連結会計年度は、DX不動産事業における販売価格の伸びによる原価上昇の吸収もさることながら、かねてより積極投資を継続してきたDX推進事業の事業収益化がめざましく、前連結会計年度までと比較して大きく利益貢献する結果となりました。

セグメント別に見ますと、DX推進事業は、引き続き顔認証IDプラットフォーム（FreeID）におけるソリューション（顔認証デバイス）導入の拡大や顧客企業のDXを推進するDX支援（デジタルインテグレーション等）の拡大に注力いたしました。特にFreeIDは、分譲マンション用の新しいプロダクト（FreeIDマンションPlus）をリリースしたことも追い風となり、マンションへの標準採用企業数の増加も伴いながら引き続き拡大しております。なお、FreeIDのマンション向け導入は、当連結会計年度末現在376棟への導入が実現し、前年同時期の1.8倍の導入実績となっております。また、企業のDX支援においても、M&Aによるグループ会社の増加に加え、グループ内のスキル・ノウハウ・実績を相互に活用することによる受注案件の増加や人材交流による効率的な案件対応、AIキャンパス（グループ内AIナレッジ共有会）におけるAI事例の活用、AI関連サイト「AXiS」の開設、「インハウスAIラボ」というソリューションを用いた展示会への出展など、事業自体の拡大とグループ内シナジーの発揮、AIの事業活用拡大などが見られる状況となっております。

一方、DX不動産事業は、顧客の不動産購入のほとんどが借入資金によること、また、

当社グループの在庫購入資金のほとんどが借入資金によることから、日銀の金融政策による長期金利の推移が懸念されるものとなります。当連結会計年度においては、日銀の金融政策決定会合により政策金利の上方修正が行われたことに加え、日本政府の政策による影響で長期金利の上昇圧力が強まる金融環境となりました。しかしながら、引き続き低金利であることによりは変わりなく、また、当事業が集中する東京都の住宅価格や人口動態による賃料の強い上昇などにより、当事業における販売価格は堅調に推移する状況となりました。特に収益不動産では、強い賃料上昇を背景に、販売価格の上昇やニーズの増加も見られ、建築費の高騰による原価上昇を大きくカバーするような業況となりました。

なお、当連結会計年度末におけるDX不動産会員数及び当連結会計年度における商品別の提供数は下記のとおりとなっております。

- ・DX不動産会員数：191,153人
- ・新築マンションブランド「クレイシア」シリーズ等：498戸
- ・中古マンション：798戸
- ・新築コンパクトマンションブランド「ヴァースクレイシア」シリーズ等：118戸
- ・都市型アパートブランド「ソルナクレイシア」シリーズ：9棟

また、ストック収入のベースとなる管理戸数も拡大し下記のとおりとなっており、これによってストック収入も着実に増加しております。

- ・賃貸管理戸数：7,272戸
- ・建物管理戸数：6,115戸

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高57,532,231千円（前連結会計年度比11.3%増）、営業利益3,061,249千円（前連結会計年度比12.8%増）、経常利益2,347,669千円（前連結会計年度比10.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,434,016千円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。

セグメント別売上高・営業利益

事業別	売上高	前連結会計年度比	営業利益	前連結会計年度比
DX推進事業	4,479,091 千円	+19.0%	366,400 千円	+384.0%
DX不動産事業	53,247,422	+10.8%	4,240,973	+9.8%
セグメント間取引消去等	△194,281	-	△1,546,125	-
合計	57,532,231	+11.3%	3,061,249	+12.8%

(注) 「セグメント間取引消去等」は、セグメント間の売上高及び振替高の消去、セグメントに直接属さない全社費用等であります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第 20 期 (注) 3	2023年度 第 1 期	2024年度 第 2 期	2025年度 第 3 期 (当連結会計年度)
売 上 高	37,259,570 千円	42,672,075 千円	51,709,146 千円	57,532,231 千円
営 業 利 益	2,919,994 千円	2,500,182 千円	2,713,201 千円	3,061,249 千円
経 常 利 益	2,518,586 千円	2,042,017 千円	2,121,788 千円	2,347,669 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,576,600 千円	1,112,993 千円	1,390,779 千円	1,434,016 千円
1株当たり当期純利益	26.99 円	19.13 円	23.79 円	23.44 円
総 資 産	43,441,800 千円	48,446,492 千円	54,506,181 千円	57,307,920 千円
純 資 産	9,572,150 千円	10,456,128 千円	11,273,443 千円	15,357,651 千円

(注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は2023年10月2日にプロパティエージェント株式会社を株式移転完全子会社とする単独株式移転により、株式移転完全親会社として設立されました。第1期の連結計算書類は、株式移転により完全子会社となったプロパティエージェント株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しております。なお、第20期はプロパティエージェント株式会社の連結計算書類を記載しております。

3. 当社は2024年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で、2025年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で、2025年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。「1株当たり当期純利益」については、第20期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、「デジタルとリアルの融合で新たな価値を創造し、社会の課題解決に貢献する」という経営理念のもと、イノベーションを起こし続けるビジョナリーカンパニーを長期ビジョンに掲げ、2029年3月期にDX推進事業売上高100億円、DX不動産事業売上高1,000億円それぞれ達成という中期的目標に向け、環境の変化に敏感に対応するとともに、以下の経営課題に取り組んでまいります。

①AI・DXによる事業再構築と事業生産性向上

当社グループは、2023年のホールディングス化以降、DXを基軸とした事業活動を一層

強化し、成長ドライバーであるDX推進事業の成長に注力しております。最近では、AIによる事業環境の変化が著しく、当社グループにおいても、AIによる事業再構築とサービス展開に注力しているところであります。また、グループ内外においてAIを活用すべく、AIキャンパス（グループ内AIナレッジ共有会）におけるAI活用事例の共有、AI関連サイト「AXiS」の開設、「インハウスAIラボ」というソリューションの開発などを行い、着実にAI推進を実行してきております。今後もAIを活用して当社グループのDXをさらに推進することでさらに事業生産性を高め、そのノウハウ・知見を活かしつつ、DX推進事業の更なる飛躍的成長に注力してまいります。

②人的資本経営の強化

当社グループでは、企業成長と共に、社内の業務レベルが上がってきており、また、組織の拡大、組織機能の拡充、新規部署の創出なども多く発生しております。加えて、事業におけるAIの活用や企業のDXを支援するDX推進事業においては、適切なAIの活用や売上・利益の源泉が人材に拠るところとなっております。このような状況においては、合理性と柔軟性をもってレベルアップを率先して図れる、また、組織をけん引できる人材が必要となっております。今後、中期的目標の達成を目指すうえで、人材とグループの成長を連動させていく必要があり、人材の獲得のみならず、エンゲージメント向上や働き方変革、人材最適配置、リスクリング、ダイバーシティ推進等人的資本経営を強化し、これによって生産性を向上させることが、当社グループの成長の重要なファクターになると考えております。そのため、より多くの優秀な人材確保のため、あらゆる採用手法を活用することだけでなく、人事制度の整備等にも取り組み、人材獲得のためのM&Aなども積極的にを行い、グループ横断的に人的資本経営を強化することに注力してまいります。

③グループ会社の成長とグループ管理能力の強化

当社グループは、当連結会計年度において、株式会社テラ・ウェブクリエイト及び株式会社ユー・システム・クリエーションを子会社化し、今後もグループ会社の増加が継続することが想定されております。これは、中期的目標の達成に向け、DX推進事業の飛躍的成長を実現するため、M&Aを積極的に実行している結果であり、グループ入りした会社も着実に中核化し成長していく方針であることからとなります。そのため、グループ入りした会社の成長が当社グループの企業価値向上の重要なファクターの一つになることから、その事業成長へのテコ入れと当社のグループ会社管理能力の向上に引き続き取り組んでまいります。

④マーケティング力の強化

当社グループのDX不動産事業では、「ハイクラスに選ばれる不動産エージェント」を標榜し、ウェブ広告を中心とするデジタルマーケティングにより新規顧客の拡大を推進しており、当社グループ及び当社グループ開発のマンションブランド「クレイシア」のブランドは業界内において一定程度知名度がある状況になっております。また、DX推進事業においても、顔認証IDプラットフォームサービス「FreeiD」のプロダクトブランディングやAIソリューションを用いたDX支援の認知が今後重要になってくるものと考えております。これらマーケティング関連活動は、当社グループの中期的目標の達成のために重要なファクターであると考えていることから、集客拡大のみならず当社グループのプレゼンスを高めるため、マーケティング関連活動に引き続き注力するとともに、様々なブランディングをし、当社グループの成長の土台の一つとして強化してまいります。

⑤物件調達力の強化

当社グループのDX不動産事業では、総会員数19万人以上の不動産投資会員を有しております。今後も、この会員の多様なニーズに応えることが当社グループの企業価値向上において重要なファクターであると考えており、会員ニーズに応える開発用地や中古物件を調達することが非常に重要になってまいります。一方で、昨今は建築費の高騰や物件価格の高騰により、収支の見極めを適切に行うことの重要性が増している事業環境となっております。そのため、この領域における人的リソース確保や関係業者とのリレーション強化などにより、圧倒的情報力を持つとともに、当社グループの知見・ノウハウによる適切な物件の見極めや機動的な資金による物件調達力を最大限に活用し、厳選した仕入による市況変動リスクへの耐性強化を図りながら、物件調達力を強化してまいります。

⑥財務体質の強化

地政学的問題や海外の関税、物価高、日銀の金融政策修正など、経済環境の変動により、経営環境の不透明さが増している中、当社は当連結会計年度において公募及び第三者割当による増資を行ったことから、現状においては適切な財務体質となっているものの、今後の金融環境の後退リスクなどについては、不測のタイミングで起きかねないと考えております。そのため、仮に金融環境が後退局面に入ったとしても、安定した資金調達を実現することで中期的目標の達成に向かって継続的に邁進出来るよう、資本・債務の比率やキャッシュ・ポジションの維持・向上、優良資産の確保、ストック収入の確保などに取組み、財務体質の一層の強化を図ってまいります。

⑦コンプライアンス経営の強化

当社グループのDX不動産事業が属する業界は、過去の歴史上、業況悪化の局面などで、コンプライアンスの問題が発生しやすいため、昨今の業界環境を考慮すると、当社の事業領域におけるコンプライアンス体制は、より一層重要性が増しているものと考えております。当社グループでは、予てよりコンプライアンス経営の重要性を認識し、重要な経営課題の1つとして、コンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。そのため、内部統制基本方針の策定及び運用を行うのみならず、セールスポリシーの公表やこれらの社内周知の徹底、コンプライアンス教育・研修の強化なども継続的に行っております。今後も、役員・従業員におけるコンプライアンス関連規程の共有、遵守はもとより、倫理観と社会的良識をもった行動をとることで、社会から信頼される会社として認識されるよう努めてまいります。

当社グループを取り巻く経営環境及び事業環境は、昨今の様々な情勢により、今後大きく変化する可能性がございますが、上記の経営課題に対し、役員・従業員が積極的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいり所存であります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業	内容
DX推進事業	主に顔認証IDプラットフォームサービス (FreeID) やAIソリューション提供、クラウドシステム導入・運用支援 (クラウドインテグレーション)、DX関連システムの受託開発といったデジタルインテグレーションで社会や企業のDXを推進する事業
DX不動産事業	主に業務コアをDXし、他社よりも優れた生産性を実現する新築マンションの投資家・実需向け開発販売事業や中古マンションの買取再販事業、DX×金融×不動産となるクラウドファンディング事業 (Rimple)、DXにより圧倒的に効率化されたストックビジネスである賃貸管理事業・建物管理事業・不動産運用事業

(5) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都新宿区

② 子会社

名 称	所在地
プロパティエージェント株式会社	東京都新宿区
アヴァント株式会社	東京都中野区
株式会社TIERO	東京都新宿区
DXYZ株式会社	東京都新宿区
株式会社CloudTechPlus	東京都新宿区
株式会社AKIコマース	東京都新宿区
株式会社アソシア・プロパティ	東京都新宿区
株式会社テラ・ウェブクリエイト	沖縄県浦添市
株式会社ユー・システム・クリエーション	東京都千代田区

(6) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	2,682,004 千円
株式会社第四北越銀行	2,375,334
株式会社三菱UFJ銀行	2,330,000
株式会社みずほ銀行	2,216,000
株式会社千葉銀行	2,142,500
SBI新生アセットファイナンス株式会社	1,926,200
株式会社イオン銀行	1,581,000
株式会社東京スター銀行	1,553,200
オリックス銀行株式会社	1,499,550
株式会社ジャックス	1,456,000

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数は80,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 64,635,100株（自己株式330,616株含む）

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数は29,428,800株増加しております。

2025年10月14日付の公募増資により発行済株式の総数は5,500,000株増加しております。

2025年11月12日付の第三者割当による募集株式の発行により発行済株式の総数は266,300株増加しております。

ストック・オプションの行使により、発行済み株式の総数は15,200株増加しております。

(3) 株主数 18,193名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
アールジェイピー株式会社	30,811,200 株	47.91 %
上 遠 野 俊 一	1,775,300	2.76
瀬 尾 美 美	1,756,500	2.73
佐 藤 隆 子	833,000	1.30
東 京 短 資 株 式 会 社	570,500	0.89
三 菱 U F J e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社	428,600	0.67
野 呂 田 義 尚	384,800	0.60
村 田 貴 志	289,600	0.45
永 井 文 隆	284,400	0.44
大 □ 功	262,400	0.41

(注) 持株比率は自己株式（330,616株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度において、投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、2025年6月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施いたしました。

当事業年度において、事業への投資拡大及び財務基盤の強化を図るため、公募及び第三者割当の増資を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,478,133千円増加しております。

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が19,200株（上記株式分割考慮後）、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,340千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	18,000個	84,000個
保有人数	当社取締役 2名	当社代表取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注) 3	当社普通株式 144,000株	当社普通株式 672,000株
新株予約権の発行価額	無償	1個当たり 10.19円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 3	1株当たり 194円	1株当たり 181円
新株予約権の行使期間	2024年7月15日～2032年3月31日	2024年7月15日～2032年3月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役を退任する前に、当該新株予約権者の退任後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役を退任する前に、当該新株予約権者の退任後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。

2. 2023年10月2日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となったプロパティエージェント株式会社が発行していた同社第5回新株予約権及び第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2023年10月2日に交付したものであります。

3. 2024年7月1日付で1株につき2株、2025年3月1日付で1株につき2株、2025年6月1日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割を反映して算定しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	井河元広	レジデスト株式会社	代表取締役	当社とレジデスト株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	黒田恵吾	クロスパス・アドバイザーズ株式会社	代表取締役	当社とクロスパス・アドバイザーズ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	長島良一	プロパティエージェント株式会社	監査役	プロパティエージェント株式会社は当社の連結子会社であります。
監査役	中川紘平	株式会社フーディソン アリヴェクシス株式会社	監査役	当社と株式会社フーディソン、アイヴェクシス株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	金誠智	アイスリー株式会社	代表取締役	当社とアイスリー株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 24,800千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の提出した監査計画の妥当性及び適切性を確認し、監査時間や報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43,850千円

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、職務遂行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、当社の経営に関する重要事項及び職務の執行状況を取締役会に報告して情報共有を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の職務の執行の監督を充実させる。
- ② 取締役会は、取締役会規程及び決裁権限規程に従い取締役会に付議された議案が、十分審議される体制をとり、当社グループの業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- ③ コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを遵守し、内部通報制度の運用により、当社グループの法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家を起用し法令遵守の研修を行い、コンプライアンス体制の確立に向けて取締役が率先して行動する。
- ④ 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
- ⑤ 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務の執行状況を監査する。
- ⑥ 特に、反社会的勢力との関係については取締役自らが襟を正し、これを排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書の作成、保存及び管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示して閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。
- ③ 情報の不正使用及び漏洩防止のためのシステムを確立し、適切に情報セキュリティを推進する。
- ④ 文書の作成、保存及び管理等の状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議において、当社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを要因別（内部要因・外部要因）に捉え対応策を設定するとともに、業務執行プロセスにおけるリスクを認識・把握し、これらリスクの回避策を作成する。
- ② 特に、不測の危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月一回定例的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務の執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び決裁権限規程を遵守し、それぞれの責任者、その責任範囲及び執行手続きの詳細について定める他、常時閲覧可能とし、効率的に職務の執行が行える体制を確保する。
- ③ 事業の運営においては、将来の事業環境に対する予測を踏まえた中期経営計画を立案し、これに基づく予算並びに目標を設定の上、取締役はこれに則して職務を執行することにより、効率的に職務を執行するものとする。また、状況を踏まえ、適宜予算並びに目標の修正等を行なうことにより、効率性を確保する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを遵守し、内部通報制度を周知徹底することにより、社員の法令違反の通報等が、当該社員に不利益が生じることなく行える体制とする。
- ② 必要に応じて、外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為に及ぶ恐れのある事象を事前に相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- ③ 反社会的勢力への対応は、反社会的勢力対応細則を遵守し、不当要求などの被害を防止する体制とする。
- ④ 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令及び定款遵守状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- ⑤ 監査役は当社グループの法令及び定款遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当取締役もしくは取締役会へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、子会社のコンプライアンス遵守体制、その他その業務の適正性を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行う。
- ② 当社は、企業集団の経営の健全性及び効率性の向上のため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣する。
- ③ 当社は、経営企画部を主管部署とし、子会社管理規程に従って、子会社業務を実施し、子会社の事業運営に関する重要な事項について、報告を受け、協議を行い、規程に従って、取締役会に付議する体制とする。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 主管部署は、子会社がその業務の適正性又は効率的な遂行を阻害するリスクを定期的に洗い出し、適切にリスクコントロールを行うよう指導及び支援をする体制とする。
- ② 主管部署は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度並びに当社に与える影響等について確認し、取締役会に報告を行う。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議及び審議を行うことで、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 当社は、業務の効率化の観点から業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図り、もって子会社の職務の執行が効率的に行われるよう指導及び支援を行う。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の内部監査担当は、必要に応じて不定期に子会社の業務の適正性についての監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
- ② 監査役は、必要に応じて往査などにより子会社の監査を行うとともに、子会社の業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と定期的に意見交換等を行い、連携を図る体制とする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中から補助使用人を任命し、補助に当たらせる。

8. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。
- ② 補助使用人の評価は監査役が行い、当該使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、所属部門長と監査役による協議の上、取締役会が決定するものとする。
- ③ 当該使用人の懲戒等に関しては、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

9. 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人への指揮命令権は監査役に帰属するものとし、取締役の指揮・命令は受け
ないものとする。

10. 監査役への報告に関する体制

(ア) 取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び執行役員並びに使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある
事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- ② 人事総務部長は、当社における内部通報制度「リスクホットライン」の運用状況を定
期的に確認するとともに、監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するた
め、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関す
る重要な契約書、社内情報システムの情報等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人
にその説明を求めることができることとする。
- ④ 重要な社内書類及び各種データは、監査役の閲覧に供する。

(イ) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報
告をするための体制

- ① 当社は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、監査役の求めに応じて、
随時その職務の執行状況、その他に関する報告を行うよう指導する。
- ② 子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当社の監査役に対して、当該子会
社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこ
とを確保するための体制

- ① 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよ
う、当該報告者を保護する内部通報規程を整備する。また、報告を行ったことを理由と
して、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、規程等に従い
不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じる。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うこととする。
- ② 監査役は、当社の会計監査人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行い、連携を図っていくこととする。
- ③ 監査役は、実効性確保のため内部監査担当との連携を図り、日ごろより意見交換を行い、監査の効率性を高めることとする。
- ④ 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会、管理部門管掌取締役等との定期的な面談を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに関する取組

当社は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを策定し、定期的にマニュアルの読み合わせや事例にもとづくコンプライアンス研修、コンプライアンスに関する情報の発信を実施し、法令遵守の周知を行っております。加えて、取引先についての反社チェックを徹底し、反社会的勢力排除の徹底を図っております。

また、内部通報制度（リスクホットライン）を設け、通報窓口を外部に設置し、通報者の保護を図るとともに、問題の早期発見と改善に努め、その運用状況、通報状況について定期的に取締役会に報告を行っております。

2. リスク管理に関する取組

当社は、主要な経営メンバーで構成される経営会議において、当社におけるリスク項目を企業運営におけるプロセスごとに把握、整理し、そのリスクの評価を行い、必要に応じてリスク項目ごとに担当者を配し、対策の検討及び実施を行っております。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の報告を徹底するとともに、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行っております。また、主要な経営メンバーで構成される経営会議を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、業務執行の意思決定を行う前に適時かつ慎重な審議を行い、これをもって効率性を確保しております。

4. 情報保存管理に関する取組

当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他関連する規程に基づき、その種類ごとに適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しております。また、これらの文書については、全ての取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

5. 内部監査に関する取組

当社は、代表取締役社長が直接内部監査担当を任命し、法令遵守や内部統制の整備状況・運用状況等についての業務監査を実施しております。内部監査担当は、その計画、進捗状況、監査結果、改善状況を定期的に代表取締役社長、取締役会に報告する他、監査役会との連携を図るなどにより、その実効性を確保しております。

6. 監査役の職務執行及び監査の実効性確保に関する取組

当社は、監査役会を設置しており、原則毎月監査役会を開催し、監査に関する報告、協議、重要な事項の決議を行っております。また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、質疑を行うほか、定期的な代表取締役ほか各取締役との面談、重要書類及び稟議書等の閲覧を行い、さらに、会計監査人及び内部監査担当と監査結果等に関する情報交換を定期的に行うほか、社外取締役の監査役会へのオブザーバー参加による情報共有を図るなど、監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,868,260	流動負債	22,953,497
現金及び預金	9,968,516	買掛金	2,198,199
売掛金	743,523	短期借入金	8,592,097
棚卸資産	43,209,783	1年以内償還予定社債	48,000
前渡金	543,336	1年以内返済予定長期借入金	8,412,578
前払費用	193,768	未払金	485,753
その他の	213,387	未払費用	547,920
貸倒引当金	△4,055	未払法人税等	549,925
固定資産	2,439,660	未払消費税等	186,650
有形固定資産	330,948	預り金	602,495
建物	208,930	賞与引当金	118,717
構築物	6,249	役員賞与引当金	85,199
車両運搬具	612	アフターコスト引当金	229,732
工具、器具及び備品	21,399	その他の	896,227
土地	90,368	固定負債	18,996,772
リース資産（有形）	3,388	社債	518,000
無形固定資産	1,104,031	長期借入金	18,013,286
のれん	821,684	退職給付に係る負債	6,169
ソフトウェア	246,990	その他の	459,315
その他の	35,355	負債合計	41,950,269
投資その他の資産	1,004,680	(純資産の部)	
投資有価証券	222,434	株主資本	15,096,183
繰延税金資産	546,075	資本金	1,559,144
その他の	375,107	資本剰余金	2,062,108
貸倒引当金	△138,936	利益剰余金	11,523,821
		自己株式	△48,891
		新株予約権	45,614
		非支配株主持分	215,853
		純資産合計	15,357,651
資産合計	57,307,920	負債・純資産合計	57,307,920

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		57,532,231
売上原価		48,357,956
売上総利益		9,174,275
販売費及び一般管理費		6,113,025
営業利益		3,061,249
営業外収益		
受取利息	16,523	
受取配当金	12	
事業譲渡益	568	
違約金収入	2,650	
補助金収入	117	
投資事業組合運用益	5,161	
その他	9,239	34,270
営業外費用		
支払利息	617,973	
支払手数料	121,792	
その他	8,084	747,851
経常利益		2,347,669
特別損失		
関係会社株式売却損	89,850	
投資有価証券評価損	3,239	93,089
税金等調整前当期純利益		2,254,579
法人税、住民税及び事業税		907,677
法人税等調整額		△ 117,581
当期純利益		1,464,484
非支配株主に帰属する当期純利益		30,467
親会社株主に帰属する当期純利益		1,434,016

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,671	600,908	10,499,461	△48,891	11,131,150
当期変動額					
新株の発行	1,478,133	1,478,133			2,956,266
新株の発行（新株予約権の行使）	1,340	1,340			2,680
剰余金の配当			△409,656		△409,656
親会社株主に帰属する当期純利益			1,434,016		1,434,016
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動		△18,462			△18,462
連結範囲の変動		188			188
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	1,479,473	1,461,199	1,024,359	－	3,965,033
当期末残高	1,559,144	2,062,108	11,523,821	△48,891	15,096,183

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	46,202	96,090	11,273,443
当期変動額			
新株の発行			2,956,266
新株の発行（新株予約権の行使）			2,680
剰余金の配当			△409,656
親会社株主に帰属する当期純利益			1,434,016
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動			△18,462
連結範囲の変動			188
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△588	119,763	119,175
当期変動額合計	△588	119,763	4,084,208
当期末残高	45,614	215,853	15,357,651

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称 プロパティエージェント株式会社、アヴァント株式会社、株式会社TIERO、DXYZ株式会社、株式会社CloudTechPlus、株式会社AKIコマース、株式会社アソシア・プロパティ、株式会社テラ・ウェブクリエイト、株式会社ユー・システム・クリエイション

非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 レガシーフリー株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 レガシーフリー株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲または持分法の適用の範囲の変更に関する事項

株式会社ユー・システム・クリエイション及び株式会社テラ・ウェブクリエイトは当連結会計年度に子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社AKIコマース及び株式会社テラ・ウェブクリエイトの決算日は12月31日となっております。決算日の差異が3か月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の決算書を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

・資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品……………個別法による原価法（連結貸借対照表計上額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産、仕掛販売用不動産…個別法による原価法（連結貸借対照表計上額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～39年
構築物	20～38年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、見込利用期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

・ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

アフターコスト引当金……………当連結会計年度未までに販売した中古物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。

・収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

・その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

のれんの償却方法及び償却期間……………のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり均等償却しております。

退職給付に係る会計処理……………一部の連結子会社は確定拠出型及び確定給付型の制度を採用しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

DX不動産事業に関する販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上原価	571,074 千円
------	------------

なお、DX不動産事業に係る棚卸資産の内訳は以下のとおりです。

販売用不動産	20,704,364千円
仕掛販売用不動産	22,415,631千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

個別棚卸資産ごと、販売見込額から販売直接費を控除した金額を正味売却価額として、簿価と比較し、正味売却価額の方が小さい場合に、簿価を正味売却価額まで切り下げております。

②主要な仮定

見込販売額は、主に以下の二つの方法から見積っております。

- ・収益不動産：周辺相場賃料もしくは現行賃料を周辺販売相場利回りで割戻す方法
- ・実需不動産：周辺販売相場に基づく単位面積当たり販売価格に実際面積を乗じる方法

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、全て周辺相場による数値となっているため、相場が変動することにより、正味売却価額も変動することとなります。

これによって、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	821,684 千円
-----	------------

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

被取得企業の今後の超過収益力として、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額をのれんとして計上しており、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。のれんの減損の兆候把握においては、のれんを含む資産グループごとに、株式取得時の当初事業計画等における営業損益、従業員数、売上単価等と実績との比較に基づき超過収益力の毀損の有無を検討しており、減損の兆候があると判断した場合、減損損失の認識の判定及び測定を行います。事業計画をもとに、当該資産グループが生み出す割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積もられた割引前将来キャッシュ・フロー総額が当該資産グループの帳簿価額を下回るときは、減損損失を認識すべきであると判定いたします。減損損失を認識すべきであると判定した資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。

②主要な仮定

減損の判定に必要な事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高の前提となる売上単価や粗利率、従業員数等であります。減損損失の認識の要否を判定した結果、減損損失の認識が必要となった場合には、当該資産グループの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを割引計算することなどにより見積もりその回収可能価額を測定することとなります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記主要な仮定は不確実性を伴うため、事業計画が計画通りに進捗しない場合、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度以降に減損損失が計上される可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	20,000	千円
棚卸資産	30,437,967	千円
計	<u>30,457,967</u>	千円

②担保に係る債務

短期借入金	7,565,510	千円
1年内返済予定長期借入金	6,247,600	千円
長期借入金	16,015,334	千円
計	<u>29,828,444</u>	千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 123,106 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 64,635,100株

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、同日付で発行済株式総数が29,428,800株増加しております。

2025年10月14日付で、公募により5,500,000株の募集株式の発行を、2025年11月12日付で、第三者割当により266,300株の募集株式の発行を、それぞれ行っており、これにより発行済株式総数が増加しております。

上記の他、ストックオプションの行使により発行済株式総数が15,200株増加しております。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	234,075	利益剰余金	8.00	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	175,580	利益剰余金	3.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(注) 2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。基準日2025年3月31日の「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	353,674	利益剰余金	5.50	2026年3月31日	2026年6月26日

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

①第2回新株予約権 (2023年6月27日決議分)

普通株式 81,600株

②第3回新株予約権 (2023年6月27日決議分)

普通株式 82,400株

③第4回新株予約権 (2023年6月27日決議分)

普通株式 144,000株

④第5回新株予約権 (2023年6月27日決議分)

普通株式 672,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金の金利変動リスクについては、金融機関との個別交渉及び分割弁済によりその影響を可能な限り緩和する方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額170,179千円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額52,254千円）は、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (* 1)	時価 (千円) (* 1)	差額 (千円)
(1) 売掛金	743,523	743,523	—
(2) 投資有価証券	—	—	—
(3) 買掛金	(2,198,199)	(2,198,199)	—
(4) 短期借入金	(8,592,097)	(8,592,097)	—
(5) 社債 (* 2)	(566,000)	(561,174)	△4,825
(6) 長期借入金 (* 3)	(26,425,864)	(26,397,717)	△28,147

(* 1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(* 2) 1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

(* 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

同一の資産または負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットにより算定した価格

レベル3の時価：

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	743,523	－	743,523
買掛金	－	2,198,199	－	2,198,199
短期借入金	－	8,592,097	－	8,592,097
社債	－	561,174	－	561,174
長期借入金	－	26,397,717	－	26,397,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、買掛金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられ、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、償還予定額及び社債利息の合計額と、当該社債の残存期間及び信用スプレッドを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用スプレッドを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DX推進事業	DX不動産事業	
ソフトウェア開発関連	4,278,818	－	4,278,818
不動産販売関連	－	49,406,890	49,406,890
その他	5,990	2,575,238	2,581,229
顧客との契約から生じる収益 (注)	4,284,809	51,982,128	56,266,938
その他の収益	－	1,265,293	1,265,293
外部顧客への売上高	4,284,809	53,247,422	57,532,231

(注) セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループはDX推進事業のソフトウェア開発における役務提供及びDX不動産事業における不動産の販売を主な事業としております。

ソフトウェア開発における役務提供については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

不動産の販売については、その引渡時点において顧客が不動産に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、不動産の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主にソフトウェア開発等に係る顧客との契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の役務の提供に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約負債は主に、不動産の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金」に、契約負債は流動負債の「その他」に含めております。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	727,813	704,675
契約資産	15,710	38,848
契約負債	256,681	240,058

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 234円76銭

1株当たり当期純利益 23円44銭

(注) 当社は、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

8. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社テラ・ウェブクリエイト
事業の内容 デジタルインテグレーション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループのデジタルインテグレーション・システム開発事業において、株式会社テラ・ウェブクリエイトのデジタルインテグレーション事業が蓄積している優れたエンジニアやその技術、ノウハウ・事例データ等を活用することができ、最適なDX推進とそれを通じた顧客価値の最大化が可能になると判断し、同社の株式を取得いたしました。

(3) 企業結合日

2025年5月30日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

80.5%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

連結決算日と3カ月の差異があることから2025年5月30日から2025年12月31日までの業績を含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日直前に保有していた株式会社テラ・ウェブクリエイトの企業結合日における時価		一千円
取得の対価	現金及び預金	42,827千円
取得原価		42,827千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
 デューデリジェンスに対する報酬・手数料等 29,000千円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
 159,518千円
- (2) 発生原因
 主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
 10年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------------|
| 流動資産 | 55,807千円 |
| 固定資産 | 11,097 |
| 資産合計 | <u>66,904</u> |
| 流動負債 | 114,040 |
| 固定負債 | 69,556 |
| 負債合計 | <u>183,596</u> |
7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
 当該影響の概算額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ユー・システム・クリエイション
事業の内容 システム受託開発事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループのシステム開発・デジタルインテグレーション事業において、株式会社ユー・システム・クリエイションのシステム受託開発事業が蓄積している優良顧客の共有、優れたエンジニアやその技術、ノウハウ・事例データ等の活用をすることができ、DX推進事業の成長はもとより、当社グループにおける最適なDX推進とそれを通じた顧客価値の最大化が可能になるものと考えております。これらを総合的に勘案した結果、当社グループのより一層の収益性向上、競争力強化に資するものと判断し、同社の株式を取得いたしました。

(3) 企業結合日

2025年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

80.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年9月30日から2026年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日直前に保有していた株式会社ユー・システム・クリエイションの企業結合日における時価		一千円
取得の対価	現金及び預金	400,000千円
取得原価		400,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンスに対する報酬・手数料等 34,053千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

94,884千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	600,857千円
固定資産	183,493
資産合計	<u>784,350</u>
流動負債	154,244
固定負債	248,712
負債合計	<u>402,956</u>

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

①吸収合併存続会社

事業の名称 バーナーズ株式会社

事業の内容 AIソリューション事業、デジタルインテグレーション事業

②吸収合併消滅会社

事業の名称 株式会社ベスト・プラクティス

事業の内容 デジタルインテグレーション事業

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

バーナーズ株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ベスト・プラクティスを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社TIERO

(5) 企業結合を決定するに至った理由

当社グループのシナジーのさらなる発揮、事業運営の効率化・意思決定の迅速化、グループ内経営資源の最適化により、さらなる企業競争力の向上へとつなげ、企業価値向上に寄与することを目的に実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

共通支配下の取引等

当社グループは連結子会社であるアヴァント株式会社、株式会社オムニサイエンス、株式会社シービーラボのデジタルインテグレーション事業及びシステム開発・プロジェクトマネジメント事業の一部を統合いたしました。

1. 取引の概要

(連結子会社間の吸収合併)

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

①吸収合併存続会社

事業の名称 アヴァント株式会社

事業の内容 システム構築・コンサルティング事業、システム受託開発事業、SEサービス事業

②吸収合併消滅会社

事業の名称 株式会社オムニサイエンス

事業の内容 エンタープライズシステム開発・情報システムDX推進

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アヴァント株式会社を存続会社、株式会社オムニサイエンスを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アヴァント株式会社

(連結子会社間の吸収分割)

(1) 吸収分割会社の名称及び事業の内容

事業の名称 株式会社シービーラボ

事業の内容 デジタルインテグレーション事業、システム開発・プロジェクトマネジメント事業

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アヴァント株式会社を承継会社、株式会社シービーラボを分割会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

アヴァント株式会社

2. 企業結合を決定するに至った理由

当社グループのシナジーのさらなる発揮、事業運営の効率化・意思決定の迅速化、グループ内経営資源の最適化により、さらなる企業競争力の向上へとつなげ、企業価値向上に寄与することを目的に実施いたしました。

3. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,422,647	流動負債	775,870
現金及び預金	1,111,005	1年以内返済予定長期借入金	357,992
前払費用	61,488	未払金	79,231
短期貸付	3,218,673	未払費用	201,722
その他の金	40,817	未払法人税等	1,406
貸倒引当金	△9,336	預り金	12,185
固定資産	11,435,504	賞与引当金	17,804
有形固定資産	121,732	役員賞与引当金	80,000
建物	100,567	その他の	25,527
土地	8,240	固定負債	1,137,512
工具、器具及び備品	12,924	長期借入金	1,137,512
無形固定資産	3,375		
ソフトウェア	3,375	負債合計	1,913,382
投資その他の資産	11,310,396	(純資産の部)	
投資有価証券	221,733	株主資本	13,899,154
関係会社株式	10,905,191	資本剰余金	1,559,144
繰延税金資産	42,764	資本剰余金	11,653,311
その他	140,707	資本準備金	1,559,144
		その他資本剰余金	10,094,166
		利益剰余金	735,589
		その他利益剰余金	735,589
		繰越利益剰余金	735,589
		自己株	△48,891
		新株予約権	45,614
		純資産合計	13,944,768
資産合計	15,858,151	負債・純資産合計	15,858,151

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,489,618
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		2,489,618
販売費及び一般管理費		1,539,986
営 業 利 益		949,631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,415	
投 資 事 業 組 合 運 営 益	5,161	
そ の 他	33	24,609
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,141	
支 払 手 数 料	17,351	
そ の 他	11,381	57,873
経 常 利 益		916,367
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,239	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	128,620	131,859
税 引 前 当 期 純 利 益		784,508
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,210
法 人 税 等 調 整 額		△28,005
当 期 純 利 益		811,303

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,671	79,671	10,094,166	10,173,837	333,942	333,942
当期変動額						
新株の発行	1,478,133	1,478,133		1,478,133		－
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,340	1,340		1,340		－
剰余金の配当				－	△409,656	△409,656
当期純利益				－	811,303	811,303
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				－		－
当期変動額合計	1,479,473	1,479,473	－	1,479,473	401,646	401,646
当期末残高	1,559,144	1,559,144	10,094,166	11,653,311	735,589	735,589

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△48,891	10,538,560	46,202	10,584,762
当期変動額				
新株の発行		2,956,266		2,956,266
新株の発行 (新株予約権の行使)		2,680		2,680
剰余金の配当		△409,656		△409,656
当期純利益		811,303		811,303
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		－	△588	△588
当期変動額合計	－	3,360,594	△588	3,360,006
当期末残高	△48,891	13,899,154	45,614	13,944,768

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～39年

工具、器具及び備品 2～8年

②無形固定資産……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、見込利用期間（2～4年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料を含む業務受託収入及び受取配当金収入であります。経営指導料を含む業務受託収入については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	221,733	千円
関係会社株式	10,905,191	千円
投資有価証券評価損	3,239	千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

投資有価証券（非上場株式）及び関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、当該会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、一定の期間における回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行っております。

関係会社株式については、超過収益力等反映前の実質価額が著しく低下した場合、当該関係会社の主要事業グループに係る直近の業績動向や取得後の統合に伴うコスト及び人件費等の先行投資の発生状況を検討した上で、超過収益力等を実質価額の評価に反映してよいかを検討しております。当事業年度において超過収益力等の毀損が生じている関係会社株式については実質価額まで関係会社株式評価損を計上しました。

②主要な仮定

投資有価証券（非上場株式）及び関係会社株式の評価において、一定期間内の回復可能性の判定に必要な事業計画の見積りにおける主要な仮定は、売上高の前提となる売上高成長率や売上単価、粗利率、従業員数等であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定は不確実性を伴うため、事業計画が計画通りに進捗しない場合、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌事業年度以降に評価損が計上される可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,842 千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証 1,686,778 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務		
短期貸付金	3,218,673	千円
立替金	2,826	千円
未払金	9,447	千円
未払費用	540	千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
売上高	2,540,044	千円
販売費及び一般管理費	182,674	千円
営業外収益	18,374	千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 330,616株 |
|------|----------|
- (2) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	27,410	千円
投資有価証券評価損	53,828	千円
関係会社株式評価損	68,461	千円
敷金償却	10,457	千円
賞与引当金	5,612	千円
その他	3,491	千円
繰延税金資産小計	<u>169,262</u>	千円
評価性引当額	<u>△125,232</u>	千円
繰延税金資産合計	<u>44,029</u>	千円

繰延税金負債

未収事業税	△1,028	千円
その他	△236	千円
繰延税金負債合計	<u>△1,264</u>	千円
繰延税金資産の純額	<u>42,764</u>	千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プロパティ エージェント 株式会社	100.0%	資金の貸付 経営指導 事務所の賃貸 役員の兼任 債務保証	経営管理その他役務 及び便益の提供 (注) 1	1,260,000	—	—
				配当金の受取	1,097,370	—	—
				資金の貸付 (注) 2	3,064,000	短期貸付金	3,200,000
				利息の受取 (注) 2	18,374	—	—
				債務の保証 (注) 3	1,553,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理その他役務及び便益の提供に対する対価は、内容を勘案して両社協議の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、保証料の授受は行っておりません。
- なお、取引金額は2026年3月31日現在の債務保証残高であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 216円15銭

1株当たり当期純利益 13円26銭

(注) 当社は、2025年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ミガロホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 置 重 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八 幡 正 博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミガロホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミガロホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ミガロホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 置 重 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八 幡 正 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミガロホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、使用人等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

ミガロホールディングス株式会社 監査役会
常勤社外監査役 長 島 良 一 ㊟
社外監査役 中 川 紘 平 ㊟
社外監査役 金 誠 智 ㊟

以上